

## 平成31年就労条件総合調査

## 結果の概要

## 1 労働時間制度

## (1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間46分（平成30年調査7時間46分）、労働者1人平均7時間45分（同7時間45分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間26分（同39時間31分）、労働者1人平均39時間03分（同39時間02分）となっている。

週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、「1,000人以上」が39時間00分、「300～999人」が39時間07分、「100～299人」が39時間17分、「30～99人」が39時間32分となっている。

産業別にみると、「金融業,保険業」が38時間18分で最も短く、「宿泊業,飲食サービス業」が39時間57分で最も長くなっている。

**Point**

- 1日の所定労働時間… 1企業平均7時間46分
- 週所定労働時間… 1企業平均39時間26分
- 労働者1人平均… 39時間03分

## (2) 週体制

主な週体制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は **82.1%**（平成30年調査 84.1%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は **44.3%**（同 46.7%）となっている。これを企業規模別にみると、「1,000人以上」が 63.6%、「300~999人」が 56.3%、「100~299人」が 51.0%、「30~99人」が 40.3%となっている。

週体制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は **85.3%**（平成30年調査 86.5%）、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は **57.0%**（同 59.4%）となっている。

## Point

### ■企業割合

「何らかの週休2日制」を採用している企業割合… 82.1%

「完全週休2日制」を採用している企業割合…44.3%

### ■適用労働者割合

「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合…85.3%

「完全週休2日制」が適用されている労働者割合…57.0%

## (3) 年間休日総数

平成30年（又は平成29会計年度）の年間休日総数の1企業平均は **108.9日**（平成30年調査 107.9日）、労働者1人平均は **114.7日**（同 113.7日）となっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が 115.5日、「300~999人」が 113.7日、「100~299人」が 111.1日、「30~99人」が 107.5日となっている。

## Point

■年間休日総数の1企業平均…108.9日

■労働者1人平均…114.7日

#### (4) 年次有給休暇

平成30年（又は平成29会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は労働者1人平均 **18.0日**（平成30年調査 18.2日）、そのうち労働者が取得した日数は **9.4日**（同 9.3日）で、取得率は **52.4%**（同 51.1%）となっている。取得率を企業規模別にみると、「1,000人以上」が 58.6%、「300～999人」が 49.8%、「100～299人」が 49.4%、「30～99人」が 47.2%となっている。

### Point

- 企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）…労働者1人平均 18.0日
- そのうち労働者が取得した日数…9.4日
- 取得率…52.4%

#### (5) 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は **59.0%**（平成30年調査 60.3%）となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「夏季休暇」**42.9%**（同 44.5%）、「病気休暇」**25.7%**（同 25.5%）、「リフレッシュ休暇」**13.1%**（同 12.4%）、「ボランティア休暇」**4.5%**（同 4.3%）、「教育訓練休暇」**5.8%**（同 4.2%）、「左記以外の1週間以上の長期の休暇」**14.4%**（同 14.8%）となっている。

特別休暇制度がある企業について、休暇中の賃金を全額支給する企業割合をみると、「夏季休暇」81.3%、「病気休暇」45.5%、「リフレッシュ休暇」95.9%、「ボランティア休暇」79.4%、「教育訓練休暇」90.8%、「上記以外の1週間以上の長期の休暇」82.6%となっている。

1企業平均1回当たり最高付与日数をみると、「夏季休暇」4.4日、「病気休暇」128.1日、「リフレッシュ休暇」5.5日、「ボランティア休暇」24.5日、「教育訓練休暇」17.6日、「上記以外の1週間以上の長期の休暇」8.8日となっている。

### Point

- 特別休暇制度がある企業割合…59.0%
- 特別休暇制度の種類（複数回答）別
  - 「夏季休暇」…42.9%
  - 「病気休暇」…25.7%
  - 「リフレッシュ休暇」…13.1%
  - 「ボランティア休暇」…4.5%
  - 「教育訓練休暇」…5.8%
  - 「左記以外の1週間以上の長期の休暇」…14.4%

## (6) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は 62.6%（平成 30 年調査 60.2%）となっている。企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 78.4%、「300~999 人」が 69.8%、「100~299 人」が 65.5%、「30~99 人」が 60.4%となっている。

これを変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 35.6%、「1 か月単位の変形労働時間制」が 25.4%、「フレックスタイム制」が 5.0%となっている。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は 53.7%（平成 30 年調査 51.8%）となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「1 年単位の変形労働時間制」は 21.4%、「1 か月単位の変形労働時間制」は 23.9%、「フレックスタイム制」は 8.2%となっている。

## Point

- 変形労働時間制を採用している企業割合は 62.6%
- 変形労働時間制の種類（複数回答）別
  - 「1 年単位の変形労働時間制」…35.6%
  - 「1 か月単位の変形労働時間制」… 25.4%
  - 「フレックスタイム制」… 5.0%
- 適用を受ける労働者割合…53.7%
- 変形労働時間制の種類別
  - 「1 年単位の変形労働時間制」…21.4%
  - 「1 か月単位の変形労働時間制」… 23.9%
  - 「フレックスタイム制」…8.2%

### (7) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は 14.2%（平成 30 年調査 15.9%）となっており、これをみなし労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 12.4%、「専門業務型裁量労働制」が 2.3%、「企画業務型裁量労働制」が 0.6% となっている。

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 9.1%（平成 30 年調査 9.5%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 7.4%、「専門業務型裁量労働制」が 1.3%、「企画業務型裁量労働制」が 0.4% となっている。

## Point

- みなし労働時間制を採用している企業割合…14.2%
- みなし労働時間制の種類（複数回答）別
  - 「事業場外みなし労働時間制」…12.4%
  - 「専門業務型裁量労働制」…2.3%
  - 「企画業務型裁量労働制」…0.6%
- みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合…9.1%
- みなし労働時間制の種類別
  - 「事業場外みなし労働時間制」…7.4%
  - 「専門業務型裁量労働制」…1.3%
  - 「企画業務型裁量労働制」…0.4%

### (8) 勤務間インターバル制度

1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者が「全員」の企業割合は32.9%(平成30年調査40.5%)、「ほとんど全員」の企業割合は35.0%(同33.5%)となっている。また、「ほとんどいない」の企業割合は3.0%(同2.1%)、「全くいない」の企業割合は10.7%(同6.8%)となっている。

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が3.7%(平成30年調査1.8%)、「導入を予定又は検討している」が15.3%(同9.1%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.2%(同89.1%)となっている。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由(複数回答)別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が53.0%(平成30年調査45.9%)と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が19.2%(同29.9%)となっている。」

## Point

#### ■11時間以上空いている労働者の企業割合

- 「全員」の企業割合…32.9%
- 「ほとんど全員」の企業割合…35.0%
- 「ほとんどいない」の企業割合…3.0%
- 「全くいない」の企業割合…10.7%

#### ■勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合

- 「導入している」…3.7%
- 「導入を予定又は検討している」…15.3%
- 「導入予定はなく、検討もしていない」…80.2%

#### ■導入予定はなく、検討もしていない理由(複数回答)別の企業割合

- 「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」…53.0%
- 「当該制度を知らなかったため」…19.2%

## 2 賃金制度

### (1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は **84.0%**（平成 30 年調査 82.7%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は **94.9%**（同 93.0%）、「26%以上」とする企業割合は **5.0%**（同 6.1%）となっている。時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 19.5%、「300~999 人」が 14.1%、「100~299 人」が 6.2%、「30~99 人」が 3.3%となっている。

### Point

- 時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」…企業割合は 84.0%
- そのうち時間外労働の割増賃金率  
「25%」とする企業割合… 94.9%  
「26%以上」とする企業割合… 5.0%

### (2) 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は **27.3%**（平成 30 年調査 30.1%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25~49%」とする企業割合は **38.5%**（同 40.3%）、「50%以上」とする企業割合は **60.6%**（同 56.2%）となっている。

1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が 22.5%、「中小企業以外」が 54.4%となっている。

### Point

- 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は … 27.3%
- そのうち時間外労働の割増賃金率  
「25~49%」とする企業割合…38.5%  
「50%以上」とする企業割合… 60.6%

### 3 資産形成

#### (1) 貯蓄制度の種類

貯蓄制度がある企業割合は 42.0%となっている。企業規模別にみると、「1,000人以上」が 79.7%、「300~999人」が 71.0%、「100~299人」が 54.9%、「30~99人」が 33.8%となっている。

これを貯蓄制度の種類（複数回答）別にみると、「財形貯蓄」が 38.1%と最も多くなっている。また、財形貯蓄の種類（複数回答）別をみると、「一般財形貯蓄」が 36.9%と最も多くなっている。

#### Point

- 貯蓄制度がある企業割合…42.0%
- 貯蓄制度の種類（複数回答）別  
「財形貯蓄」…38.1%と最も多い。

#### (2) 住宅資金融資制度

住宅資金融資制度がある企業割合は 3.6%となっている。企業規模別にみると、「1,000人以上」が 25.1%、「300~999人」が 11.6%、「100~299人」が 5.1%、「30~99人」が 1.7%となっている。

これを住宅資金融資制度の種類（複数回答）別にみると、「社内融資」が 2.5%と最も多くなっている。

#### Point

- 住宅資金融資制度がある企業割合…3.6%